

外国向代金取立手形取扱規定

株式会社北洋銀行

1. 受託外国向荷為替手形（以下「手形」という。）および付属書類は、正確、真正かつ有効であることを前提として取扱うものとし、これにより万一損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
2. 取立依頼書の署名または印影を、委託者の届け出た署名鑑、印鑑に当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、その取引に使用された書類、署名、印章について偽造、変造、盜難等の事故があつても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 取立依頼書に取立銀行が指定されていない場合、取立銀行の選定は当行の任意とします。又、委託者により取立銀行が指定されている場合でも、当行の都合により委託者に通知することなく取立銀行を変更することがあります。

なお、手形および付属書類は当行が適當と認める時期および運送方法により取立銀行へ送付いたします。この場合、郵便物の延着・紛失・滅失・誤送その他の事故のために生じた損害については、当行はその責任を負いません。

4. 次の場合には手形の引受に対し、付属書類を手形引受人に交付いたします。
 - (a) 手形面および取立依頼書に〔Documents Against Acceptance〕又は〔D/A〕の表示がある場合。
 - (b) 手形引受地もしくは支払地の慣習として、〔Documents Against Payment〕条件を認めない場合。当行または取立銀行が必要と認めたときは、Documents Against Acceptance の条件においても、委託者に通知することなく、Documents Against Payment に変更することがあります。
5. 手形面および取立依頼書に〔Documents Against Payment〕又は〔D/P〕の表示がある場合および付属書類の処置に関しなんらの記載のない場合には、手形金額の支払いに対し付属書類を支払人に交付するもの〔Documents Against Payment〕としてお取扱いいたします。
6. 手形は、手形期日、支払場所または付属書類の取扱方法の如何にかかわりなく、手形金の支払いがあつたときに支払人に交付します。
7. 手形の引受または支払いをした者を、取立銀行で手形引受人または支払人と認めたために生じた損害については、当行は責任を負いません。
8. 手形は、取立銀行の都合によって支払人に對し單に取立手形到着の旨を通知するにとどめ、引受または支払いを求めるための呈示をしないことがあります。

なお、手形満期日において手形支払人の申し出によりまたは手形満期日経過後でも、取立銀行の判断によつて委託者に通知することなく、適宜手形を留めおき、支払、引受または債務の確認について猶予を与えることがあります、これに対し当行は責任を負いません。

9. 手形の引受または支払拒絶の際は、委託者より何分の申し出があるまで、取立銀行に留めおきます。
10. 手形について引受または支払拒絶証書の作成そのほかの権利保全に関する諸手続を必要とするときは、取立依頼の際、特に取立依頼書に明記せられたもの、または後日（当行が取立銀行へ電信等により通知する時間的ゆとりのある場合）書面をもつてご依頼のものに限りお手続いたします。但し、支払地の事情、慣習そのほかの事情により前記の手続ができない場合は、悪しからず了承願います。

なお、拒絶証書が作成された場合、その正規性について当行は責任を負いません。

11. 手形の取立あるいは不渡などについて、電信通知そのほか特別の取扱いを必要とするときは、取立依頼書にその旨明記せられたく、明示のない場合は、通常のお取扱いをいたします。
12. 付帯荷物が仕向地に到着したにもかかわらず、手形の支払義務者が荷物の陸揚、倉入、通関および付保などの手続をしない場合には、当行または取立銀行の判断をもつてこれらの手続を行うことができるものとします。但し、これにより、またはこれらの手続を行わなかつたことにより生じた損害のいづれかについても当行は責任を負いません。
13. 手形引受人が手形金支払日までの期間特定倉庫を指定し、付帯荷物の倉入方を請求した場合、当行または取立銀行の判断によりこれを承諾し、または承諾しないことがあります、これにより生じる損害に対し当行は責任を負いません。

14. 当行または取立銀行が必要と認めたときは、委託者に通知することなく手形の支払義務者に対し、
- (a) 手形金額の一部支払いに対し、送状に照らしこれに相当する付帯荷物の内渡し
 - (b) 手形の引受または支払以前に付帯荷物の閲覧
 - (c) 付帯荷物到着まで、手形の引受けまたは支払いの猶予
- を許容することがあります。
- (a) 号の支払いが手形の満期日以前である場合、その土地の慣習により、また、その土地に慣習のない場合であっても当行または取立銀行の規定により、内入金に対する相当利息を支払人に割りもどしすることができます。
15. 取立代り金は入手後、手形金額から代金取立ならびにこれに関する当行または取立銀行の行為によって生じた一切の費用およびお立替金のうち、委託者からお支払いを受けていない金額を差引いたうえ、委託者のご指示の預金口座にお振替いたします。ただし、前記諸費用などの全部もしくは一部が取立代り金お支払いの際判明しない場合は後日判明した額を、手形が不渡の場合は、不渡に関する諸費用を前記諸費用などに合算して、別途ご請求いたします。また、手形について輸出前貸による債権がある場合には、取立代り金は委託者への事前の通知を省略し、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はその債権の弁済に充当いたします。
- 前項の場合において為替予約のないときは、取立代り金のお支払いについては当日の当行電信買相場もしくは一覧払手形買相場をもって、また、諸費用などの差引きもしくは請求については、当日の当行電信売相場をもって換算いたします。
16. 取立代り金を委託者にお支払いしたのち、取立銀行から取立代り金の返還要求があり当行がこれに応じたときは、手形の返還を待たずに直ちに取立金額およびこれに伴う利息手数料をお支払いいただきます。
- なお、適用為替相場は、お支払いいただく当日の当行電信売相場といたします。
17. 手形が不渡となった場合には、その旨委託者に通知し、不渡手形および付属書類は到着次第委託者に返還いたします。なお、この場合には、当行において委託者に受領していただきます。但し、相応の期間を経過しても委託者が不渡手形および付属書類を引取られないときは、当行は保管の責任を負いません。付帯荷物については、付帯荷物を表示する書類を交付することにより当行の返還義務は消滅することとします。また、取立銀行より不渡手形および付属書類の取戻しができなくとも、当行は責任を負いません。
18. 委託者の権利は当行の承諾を得なければ、譲渡または質入をすることができません。
19. 委託者が第三者名義の手形の取立を当行に委託者名義で依頼された場合にも、当該取引を行う効果は全て委託者に帰属することとします。この場合には、手形および付属書類における名義人の署名または印影は委託者が確認し、偽造、変造、盗難等の事故があつてもこれにより生じた損害は委託者の責任とします。
20. 手形、付属書類および付帯荷物について、事変、災害、運送途中の事故、為替差損、支払地の商慣習その他のやむを得ない事由により、また、取立銀行またはその代理店の責に帰すべき事由により紛失、滅失、損傷、延着した場合に発生する損害については、当行は一切責任を負いません。
21. 当行へ代金取立を依頼されたときは、以上の規定のすべてを承諾されたものとし、以上に定めのない事項については、国際商業会議所制定の取立統一規則（1995年規則または最新の改定規則）に従って取扱うものとします。
22. 当行は、日本および関係各国の法令に従い、委託者の利益に適合するとき、または、委託者の契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的な内容であるときに本規定を変更します。この場合本規定の変更は、変更後の本規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により周知し、周知の際に定める効力発生時期に効力を生じるものとします。

以上

（2023年1月1日現在）